

(参考)「講じた措置」の例

主な「講じた措置」については、以下のとおりです。

1 概ね改善済み

監査意見の概要	講じた措置 (対応状況) の概要
公益財団法人三重県下水道公社[三重県流域下水道施設] (県土整備部) 管理備品の修繕費用について、団体が負担すべきものを誤って指定管理料から支払っているものがあつた。	管理備品の修繕費用については、平成 31 年 1 月 30 日に県へ返還するとともに、当該返還に係る会計処理として、平成 30 年度決算における正味財産増減計算書の経常外損益に計上しました。今後は、チェック体制の強化を図り、適切に処理いたします。

※[]は管理する公の施設名

※ 返還および会計処理が完了し、今後適切に処理することとしていることから、「概ね改善済み」としました。

監査意見の概要	講じた措置 (対応状況) の概要
医療法人社団壽康会 (医療保健部) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書が提出されていなかった。	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書を平成 30 年 12 月 7 日に提出し、国の補助金交付要綱に定める期限 (補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日) までに処理しました。今後とも県の交付要領に基づき、適切に処理します。

※ 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の提出を国の定める期限までに完了し、今後とも県の交付要領に基づき適切に処理することとしていることから、「概ね改善済み」としました。

2 改善が進んだ

監査意見の概要	講じた措置 (対応状況) の概要
社会福祉法人三重県厚生事業団[三重県身体障害者総合福祉センター] (子ども・福祉部) 基本協定書の成果目標について、日中活動系サービス利用率が目標を下回っているため、利用者数の増加に向け、現状を分析のうえ、サービス内容の周知や医療機関等との連携を強化することなどにより、目標の達成に努められたい。	成果目標が達成できなかった日中活動系サービス利用率について、利用者数の増加に向け、平成 30 年 7 月 1 日に「三重県身体障害者総合福祉センター運営規程」を改正し、機能訓練に精神障害 (高次脳機能障害) を、生活訓練に身体障害を加えることで対象者を拡大しました。 また、非常勤職員を配置するなど職員体制を変更し、効率的・効果的な体制を構築することで、利用者サービスの充実を図り、日中活動系サービス利用率の目標達成に努めます。

※[]は管理する公の施設名

※ 成果目標の達成に向けて、効率的・効果的な体制構築や利用者サービスの充実に向けて取り組み、平成 30 年度の目標値 (80%) は未達成であったものの、30 年度の実績値は 74.4%と前年度の実績値 (69.2%) から改善していることから、「改善が進んだ」としました。

3 改善に向けて取り組んだ

監査意見の概要	講じた措置（対応状況）の概要
<p>NPO法人ECCOM（旧称：特定非営利活動法人三重県自然環境保全センター）〔三重県民の森〕（農林水産部）</p> <p>基本協定書に定める増減報告書等において、管理備品の受入日の根拠が明確でないものがあった。</p>	<p>管理備品増減報告書については、今後所管課に確認のうえ修正報告の手続きを行う予定です。また、令和元年度より受入時に納品書を徴収し、日時を備品台帳に記録することで、管理備品の納入日を明確にするようにしました。</p>

※〔 〕は管理する公の施設名

※ 管理備品の納入日を明確する仕組みの構築に取り組んでいるものの、管理備品増減報告書の修正報告の手続きが未了であることから、「改善に向けて取り組んだ」としました。